

徳島県吹奏楽連盟会計に関する規定

(財務部)

第1条 財務部は本連盟の会計を統括し、財務部は財務部長の属する場所におく。

第2条 財務部運営委員は、各事業部会系担当者があたる。

(県内旅費規定)

第3条 理事会・事業部会で旅費を支給する場合は、1,000円とする。

(県外旅費規定)

第4条 四国吹奏楽連盟および全日本吹奏楽連盟より出席指示がある場合の会議および徳島県吹奏楽連盟が派遣する行事で旅費日当を支給する場合は次のとおりとする。

- (1) 予算基準は県旅費規定を適用する。
- (2) 四国吹奏楽連盟および全日本吹奏楽連盟より出席指示がある場合の会議については同連盟が負担する額に不足する額のみ支給する。

(諸費支払規定)

第5条 コンクールやコンテスト、講習会のスタッフの日当(交通費込み)は次の通りとする。

- (1) 社会人及び大学生・・・5,000円以内
- (2) 高校生以下(大会市町村内)・・・1,000円以内
- (3) 高校生以下(大会市町村外)・・・2,000円以内

(講習会指導料及びコンクール・コンテスト審査料規定)

第6条 講習会指導料及び審査料については、各事業部会で決定する。

(慶弔費・見舞金規定)

- 第7条 1 慶事・弔辞に対しては別に定めのある場合を除きこの規定の定めるところによる。
2 弔辞の香典は次のとおりである。

対象	本人(香典)	(供花)	配偶者(香典)	(供花)
顧問、会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、各事業部長、財務部長	20,000円	贈る	10,000円	贈る
事業部運営委員	10,000円	贈る	5000円	贈る

その他の親族(一親等)についても弔意を表すことができる。

- 3 その他、連盟に功績のあった者の慶弔については理事長が別に定める。
- 4 顧問、会長、役員が病気などで2週間以上療養したときの見舞金は10,000円とする。長期にわたる場合は理事長が定める。
- 5 徳島県吹奏楽連盟が主催する事業・会議及び校務出張中に事故などにあつた場合の見舞金は理事長が定める。

平成15年4月19日制定
平成16年4月18日改定
平成24年6月18日改定
平成25年4月20日改定